事件や事故に遭遇したとき、学校はどう対応すればよいのか

鳴門教育大学大学院
教授　阪根 健二

National Institute for
School Teachers
and Staff Development

独立行政法人教職員支援機構

目次

１．学校現場における事件や事故とは

２．学校が事件や事故に遭遇した時の状況

３．対応の実際と今後の対応策とは

４．メディア対応は必要か

５．事件・事故を未然に防ぐために

１．学校現場における事件や事故とは

現状は

近年、学校に関わる事件・事故が多発しており、2001年には大阪教育大学附属池田小学校で児童殺傷事件が発生し、その後も凶悪化した事件は後を絶たない。

また、通学途上に幼児や児童の列に車が突っ込むという交通死傷事故も頻発しており、いじめ自殺など学校を巡る問題も含め、枚挙に暇はない。

決して他人事の問題ではなく、いつどういった場面でも、学校では問題が発生するといった認識（当事者意識）をもつ必要がある。

児童生徒等の安全の確保

安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件や事故、災害等が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。

ダメージ・コントロール

学校保健安全法において、**学校安全** は「事故、加害行為、災害等」への適切な対処である。（文部科学省「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育　平成31年３月）

学校における事件や事故とは（対象となる危機）

学校は児童生徒等が日々、学習をはじめとする諸活動を行う場であることから、まず対処していく必要があるのは児童生徒等にとっての危機である。また、学校が諸活動を進めるうえでは児童生徒や保護者、県民等から信頼されていることが必要である。

そのため、対象とする危機を、発生すれば児童生徒等に好ましくない影響を及ぼす事態から、学校経営上の問題等、保護者や県民の批判や不信感を招き学校の信頼性を損なう事態まで幅広くとらえるものとする。 以下に、対象とする危機について例示する。危機についてはいろいろな観点から分類できるが、ここでは、被害の対象と原因により分類する。

（三重県教育委員会　学校管理下における危機管理マニュアル　平成31年4月改訂）

学校における事件や事故とは（対象となる危機）

大分類	中分類	小分類	危機の例示
児童生徒等に好ましくない影響を及ぼす事態	学習活動等	学習活動(各教科等)	運動時、実習・実験、校外活動中の事故
		特別活動	修学旅行、現場学習等での事故
		部活動	熱中症による入院、運動時の事故
		社会教育等活動	イベント・大会等参加中の事故
		その他	学校施設利用中の事故
	交通	交通事故	登下校時の死傷事故
	健康	感染症	新型インフルエンザ等への児童生徒の集団感染
		食中毒	給食等による集団食中毒
		アレルギー	アナフィラキシーショック(重篤なアレルギー症状)
	人権	人権侵害	差別事象
	問題行動等	街頭犯罪	児童生徒による恐喝、ひったくり
		暴力行為	児童生徒間の傷害行為
		いじめ	いじめに起因する傷害・自殺
	犯罪	不審者	不審者による殺傷、連れ去り
		インターネット犯罪	ICTを利用した誹謗中傷
	その他	自然災害	地震・津波、台風などによる児童生徒の死傷、校舎の損壊
		テロ・有事	水道への毒物混入、爆破予告
		その他	その他
学校の信頼性を損なう事態	教職員	不祥事	教職員その他学校に関わる職員による不祥事
		健康管理	心身の不調による業務への影響
		事故	交通事故
	教育計画	教育課程	未履修
	施設設備	施設設備	施設の保守管理、修繕の不備等に起因する人身事故
	財務	資金管理	公金の遺失
		会計処理資金運用	不適正な公金支出、部費の不適切な執行
	情報	個人情報	個人情報の漏洩
		情報システム	システムダウンによる影響、ウイルスによる影響
	文化財	文化財保護	指定文化財の盗難や毀損
	業務執行	学校運営	保護者に対する不適切な対応による信用失墜
		社会教育等施設運営	施設利用者に対する不適切な対応による信用失墜
		広報・報道	不適切な報道対応による信用失墜・情報提供不備による不信感
	その他	その他	その他

安全と安心の両輪

- 児童生徒等に好ましくない影響を及ぼす事態
- 学校の信頼性を損なう事態

三重県教育委員会
学校管理下における
危機管理マニュアル
（平成31年4月改訂）

http://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/17743018746.htm

２．学校が事件や事故に遭遇した時の状況

まず、何から始めるべきか

昨今は学校内外において、予想を超えた様々な問題が発生し、その度危機管理意識の欠如が、以前にも増して指摘されるようになった。

これは危機管理という観点からみると、学校の組織や運営の在り方について見直す努力が不足していたといえよう。

つまり、対応が甘いという指摘は、学校の管理システムがしっかりと構築されていなかったからであり、教員自身が知らない、あるいは知らされていなかったという背景がある。何から始めるかというと、実はここからなのである。

昨今の災害や交通での死亡事故

2018年６月18日午前７時58分、大阪府北部で、震度６弱の地震が発生した。高槻市立小学校のプール沿いに設置されていたブロック塀が、長さ約40メートルにわたり崩れ、登校中だった４年生の女児が下敷きとなって死亡した。

高槻市立の小学校
写真：Googleストリートビューより (2018)

2019年5月８日午前10時15分頃、滋賀県大津市の交差点で、直進車と右折車が衝突し、巻き添えで保育園児ら16人が死傷した。

大津市の交差点
写真：Googleストリートビューより (2019)

これらは、通学中や校外での事故だが、学校管理下であり、施設の瑕疵という側面がある。

危機状況とは

①不意に起こるため、情報収集が困難であるか、ほとんどできない事態となる。

②次々事態が展開するため、状況がコントロールできない。

③外部、特にマスコミからの詮索や、周囲からのプレッシャーが強い。

④守りに入ろうとする心理状態になる。

⑤短絡的で安易な思考に陥りがちである。

学校事故が発生した場合

学校事故が発生した場合、日本スポーツ振興センター法に基づいて、「災害共済給付制度」が適用される。これは、事故の責任の所在を問うことなく、速やかに被害者を救済することを目的としているものである。

報道等で問題が大きくなる場合は、学校事件であり、これは、違法行為があって、責任を有するものや、人々が関心をもつ出来事などがあたるが、この事件や事故の線引きは難しい。

３．対応の実際と今後の対応策とは

学校事故対応のイメージ

図：危機管理の概念図（阪根　2010）

学校事故対応に関する指針（文部科学省　有識者会議）

未然防止　⇒事故発生直後の対応 ⇒ 初期対応時の対応

「学校事故対応に関する指針」に基づく取組の流れ

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 事故事例の共有（情報の集約・周知）
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 緊急時対応に関する体制整備

事　故　発　生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）

「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議　平成28年

学校事故対応に関する指針（文部科学省　有識者会議）

詳細調査の実施　⇒　再発防止策の策定と実施

学校の設置者による詳細調査への移行の判断

詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明（調査の経過についても適宜適切に報告）
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

※　必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置

「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議　平成28年

学校事故対応に関する指針（文部科学省　有識者会議）

学校や学校の設置者等に対して

①保護者や地域、関係機関等との連携・協働体制の整備

②学校内や学校設置者から学校への事故事例の共有、学校の管理下で発生した死亡事故及び重篤な事故についての学校から設置者等への報告

③学校設置者による死亡事故についての検証・分析

「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議　平成28年

クライシス・コミュニケーションとは

　万が一，問題が発生してしまった場合には，問題発生直後の適切な判断に基づくコミュニケーション活動（クライシス・コミュニケーション）の実施が重要になる。

①　迅速な意思決定と行動（最初の一手）

②　情報をコントロール（何をどこまで）

③　社会的視点を意識（不自然でない対応）

事故対応の今後を考える

①管理職は、当事者は、同僚はと、それぞれの対応を考える必要がある。

②レベルに従って役割分担する重要性

↓

だからこそ、事前にできる対応策を検討する

①危機管理マニュアル（手順や分担）づくり
②これまでの事件や事故の情報を収集・共有
②校内研修を有効に活用

教訓を得るために

学校事故の情報提供がなされている。有効な情報だが、学校現場では活用されていない実態がある。

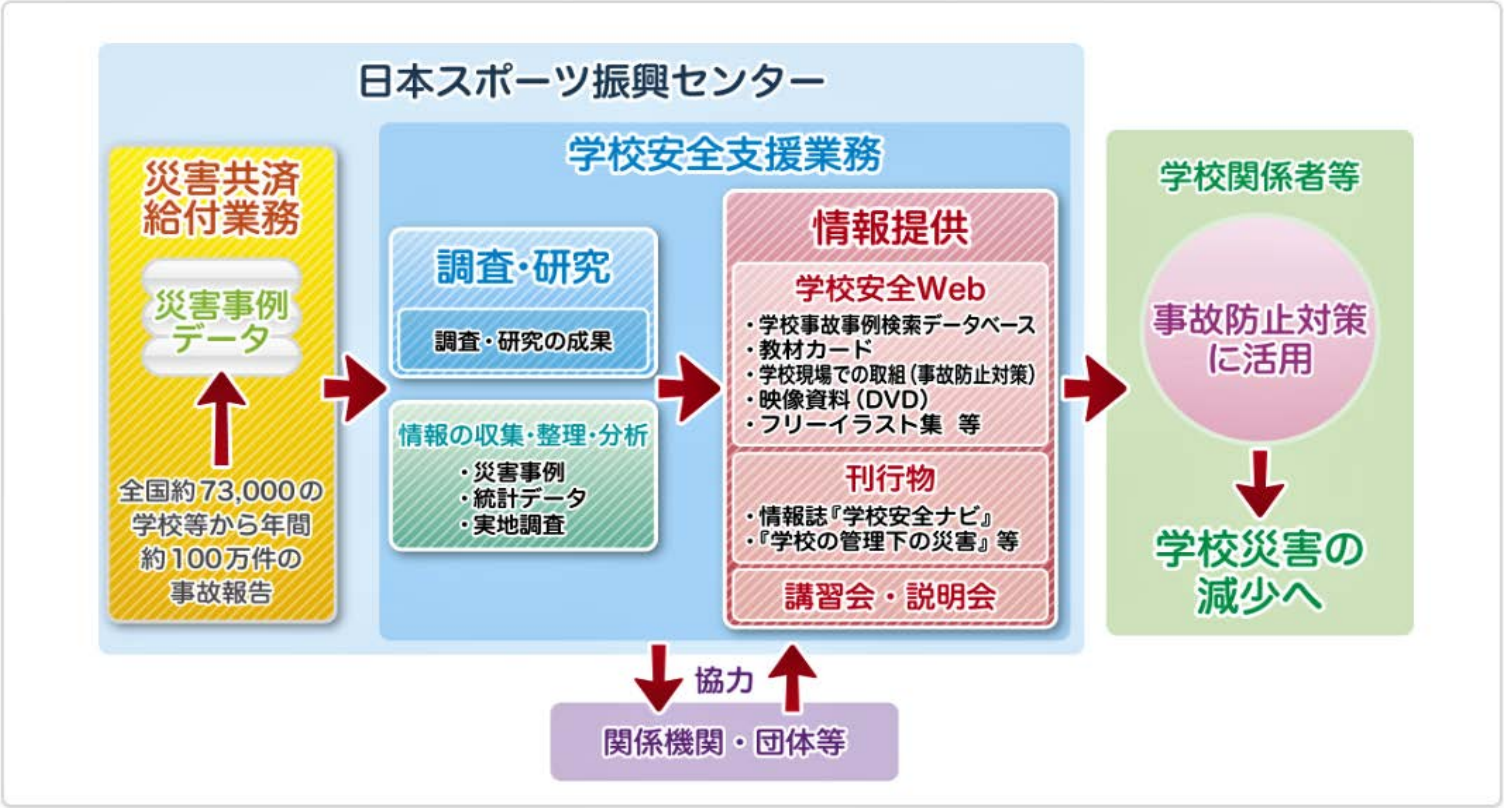

日本スポーツ振興センター　https://www.jpnsport.go.jp/anzen/

教訓を得るために

学校事故事例検索データベースは、災害共済給付において、平成17年度～平成30年度に給付した、総数7,515件の死亡・障害事例が検索できる。

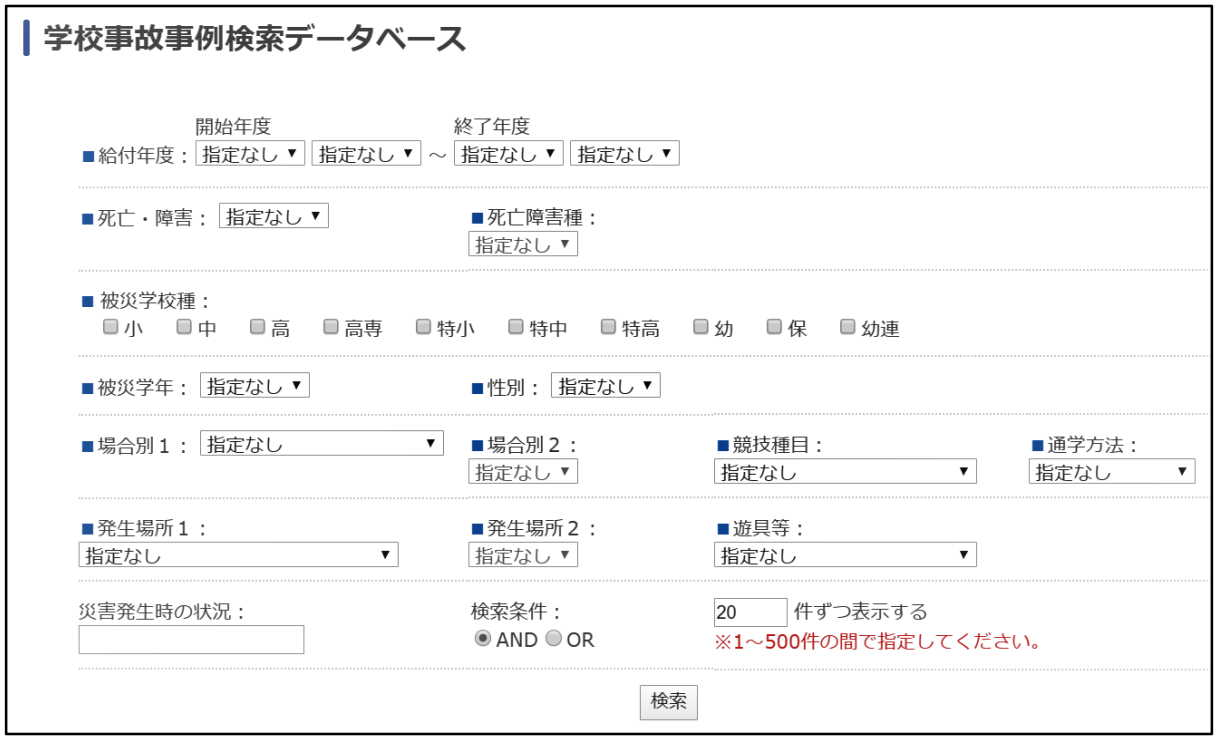

日本スポーツ振興センター　https://www.jpnsport.go.jp/anzen/

４．メディア対応は必要か

なぜ、学校（教育）に厳しいのか

コンプライアンスとは

　企業や行政が、経営・活動を行ううえで、法令や各種規則などのルール、 さらには社会的規範などを守ることをいう。一般市民が法律を遵守することとやや区別している。

　ただ、学校は倫理的な厳しさが付け加わるといえる。例えば、このくらいは大丈夫という意識が落とし穴になる。

メディアの立ち位置とは

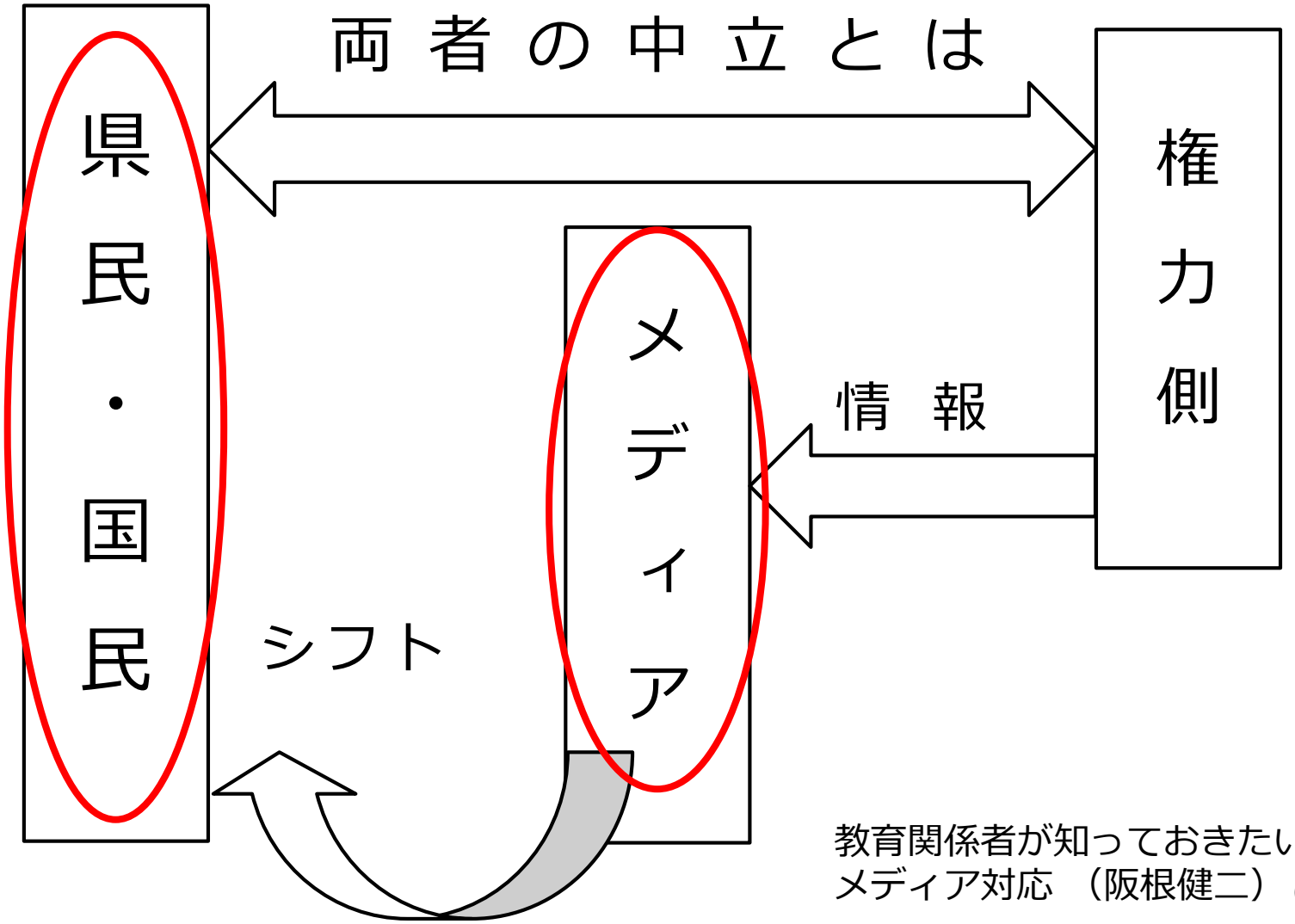

教育関係者が知っておきたい
メディア対応 （阪根健二）（2007）

メディアに対応するための実践知

①メディアは学校よりも家庭の側に立つ

②メディアは結論から考える

③メディアは締め切り時間がいのち

④各メディアの取材の特徴を知る

⑤インターネット上の言説に対応する

メディアに対応するための実践知

①窓口の一本化の本来の意味

②記者会見は必要か

③メディアリリースと想定問答

④守秘義務とオフレコ

⑤信頼をもとに事態に共同でたちむかう

５．事件、事故を未然に防ぐために

教訓を生かすために

　教訓は生かさなくてはならないが、これがうまく機能しない。

　特に、教育現場は、責任問題という観点から、生かされにくい文化・風土がある。

危機管理マニュアルの再検討

学校を取り巻く環境の変化に対応できるよう個々のマニュアルの見直しを図る。特に、次に掲げる状況が発生した場合は、原則として見直しを行うこととする。

ア．個別危機に関連する法令、制度、安全基準等の新設・改定があったとき
イ．危機収束時の分析・評価の結果、危機対策の不足、不備が判明したとき
ウ．新たな危機管理の施策（予見）を決定（確認）したとき

校内研修等で、共通理解を図る

① 自校のマニュアルにおいて、どんな記載になっているか、訂正や不足部分はあるかなどを確認する。

② そこで気づいたことや、問題点などを整理し、見直しを図る。

問題があったら、ただちに報告する（出来る）という風土

ＳＨＥＬＬ（シェル）分析

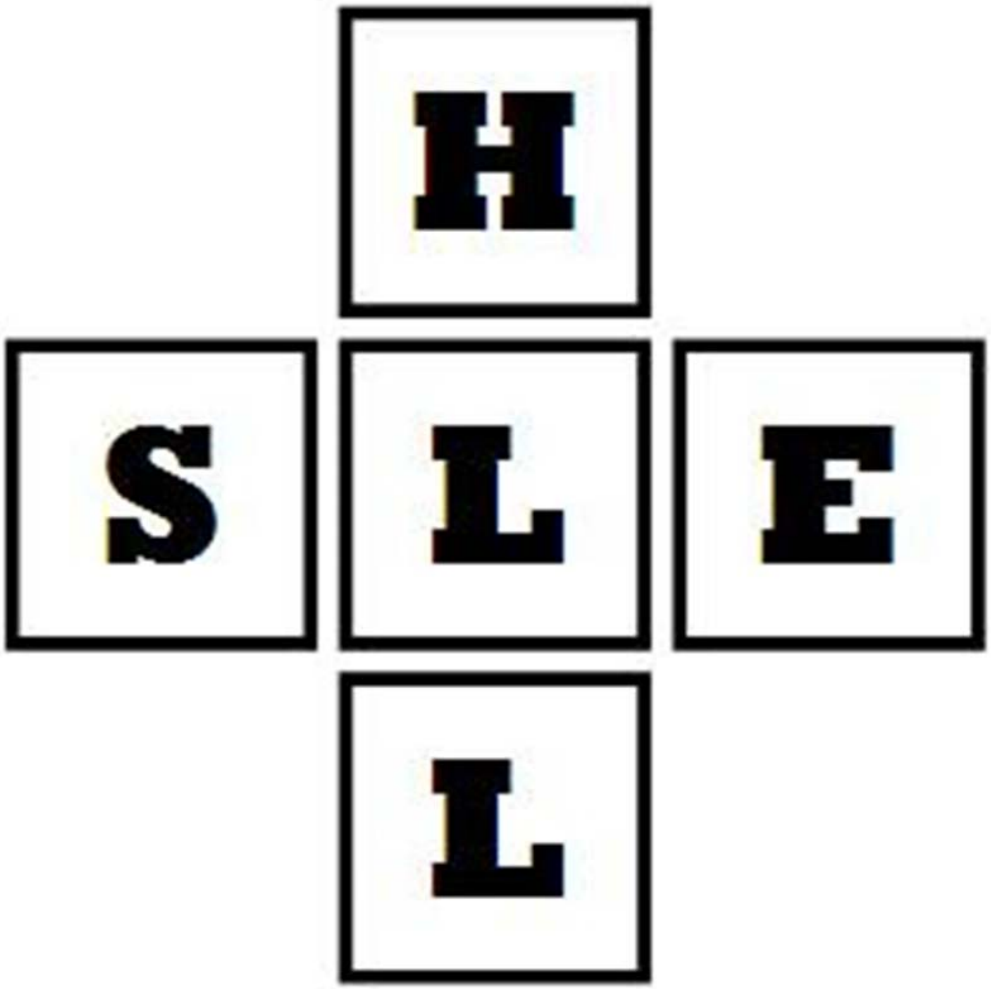

ホーキンス(F.Hawkins)

H = Hardware
（ハードウェア）

S = Software
（ソフトウェア）

E = Environment
（環境）

L = Liveware
（人間）
（当事者と他者）

校内研修等で、共通理解を図る（ＳＨＥＬＬの活用）

Ｓから見た教訓	・不審者・火災・地震対策のマニュアルを参考にし，避難指示が出たときの対応を共通理解しておく。 ・緊急自動車の誘導以外に，保護者への児童引き渡しの誘導も共通理解しておく。 ・緊急連絡メールシステムへの全家庭の加入をめざす。
Ｈから見た教訓	・迎えに来た保護者の自動車がうまく流れるような通路を確保する。 ・校舎に入れないときのメール送信の手段を確保しておく。 ・児童が速やかに校舎から避難できるよう，出口の段差をなくす。
Ｅから見た教訓	・学校周辺に住宅が増えてきているので，そちらへの避難勧告や，道路の封鎖なども検討する。 ・報道関係者が勝手に取材をしたり写真を撮ったりできないように，門扉開閉を徹底する。
Ｌ＜他者＞から見た教訓（町教育委員会）	・学校との連絡の取り方を決め，避難に使う交通手段の確保をする。 ・避難所への水や食料の差し入れについて，マニュアルを作っておく。 ・不審な電話がかかってきたときの対応について共通理解しておく。 ・学校近辺の地域住民への避難勧告の方法を検討する。 ・報道機関への対応の窓口を明確にし，一本化する。
Ｌ＜当事者＞から見た教訓（学校）	・情報の共有化を図り，避難する際の対応を全校で徹底する。 ・保護者が迎えに来られない児童の避難方法を決めておく。 ・連絡が取れない家庭への対応について共通理解しておく。 ・児童の心のケア（不安感などへの対応）を十分に行う。 ・いたずら電話など，人の迷惑になる行動についての指導を徹底する。 ・報道機関への対応の窓口を明確にし，一本化する。

鳴門教育大学教職大学院での危機管理演習から（院生のレポートから：公開許諾済）
（硫化水素をまくとの不審電話での対応策）

最後に

（クライシス・コミュニケーションとは）

① 迅速な意思決定と行動（最初の一手）

② 情報をコントロール（何をどこまで）

③ 社会的視点を意識（不自然でない対応）

事件や事故に遭遇したとき、学校はどう対応すればよいのか

鳴門教育大学大学院
教授　阪根 健二

National Institute for
School Teachers
and Staff Development

独立行政法人教職員支援機構